**秋季一般選抜出願者の冬季一般選抜への出願振替について**

千葉大学大学院専門法務研究科では，新型コロナウイルス感染症に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため，令和４年度秋季一般選抜の出願者に限り，冬季一般選抜への出願の振替を認めます。

１ 出願振替の対象者

令和 ４年度秋季一般選抜への出願手続を完了した者で，次のいずれかの理由により，筆記試験および口述試験を受験できないもの

・新型コロナウイルス感染症に罹患し，試験までに医師に治癒したと判断されていないもの

・保健所から濃厚接触者に指定された者で，待機期間中のもの

・新型コロナウイルス感染症と疑われる症状を呈しており，医師の治療を受けているもの

なお，法律科目試験と小論文試験のいずれかの筆記試験を受験している場合には，出願振替の対象とはなりません。試験前日又は当日，発熱，咳等の症状がある場合は，無理に受験しようとせず，医療機関を受診し，出願振替の申請を行うようにしてください。

２ 出願振替の単位

　単願、併願に関わりなく、上記対象者の秋季一般選抜への出願そのものを振替の対象とします。秋季一般選抜において２年コースと３年コースとを併願する者が，いずれかのコースの試験についてのみ受験を控え、出願を振り替えた上で冬季一般選抜の当該コースの試験を受験することはできません。

３ 申請受付期間

申請期間‥‥令和 3 年 10 月 11 日（月）9:00 ～ 10 月 19 日（火）15:00

４ 申請方法

出願振替の申請を希望する者は，人社系学務課大学院学務室に電話連絡の上，申請受付期間内に次の必要書類を提出してください。提出方法は，メール，郵送又は代理人による持参のいずれかとします。やむを得ない事情により，申請受付期間内に書類を提出できない場合は，その旨を人社系学務課大学院学務室へ連絡し，指示を受けてください。

［必要書類］

1. 出願振替申請書（別紙様式を用いて作成してください。）
2. 医師の診断書，又は保健所からの通知書（新型コロナウイルス感染症に罹患した，もしくは濃厚接触者に該当する等の記載があるもの）で，治療期間や自宅待機期間が明記されたもの

（注）１ 新型コロナウイルス感染症に罹患した者，又は濃厚接触者に指定された者が，②の証明書を用意できない場合には，①の申請書に必要事項を記入するとともに，保健所による PCR 検査の結果，又は検疫所による抗原定量検査の結果を提出してください。

２ 医師の診断書が入手できない特段の理由がある場合は，人社系学務課大学院学務室に相談してください。

３ 申請をメールで行う場合は，メールの件名を「出願振替申請」としてください。

４ 出願振替の申請が認められた者は，秋季一般選抜に出願しなかったものと看做したうえで，令和 4 年 1 月 5 日（木）に冬季一般選抜の受験票を発送します。申請の許否については秋季一般選抜の合格発表後に通知をします。

５ 出願振替が認められた場合，秋季一般選抜の出願書類をそのまま冬季一般選抜の出願書類として扱います。秋季選抜への出願書類に記載された住所や電話番号，学歴・職歴等の事項にその後変更があった場合は，すみやかに人社系学務課大学院学務室に連絡してください。

［書類の送付・問合せ先］

千葉大学　人社系学務課大学院学務室　〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33

電話：043-290-2349　E-mail：nyushi-web@chiba-u.jp

５ 申請手数料

　無料

６ その他

　冬季一般選抜について，同様の出願振替は予定していません。また、出願の振替が認められたのち出願自体を撤回することはできませんし、冬季一般選抜を受験しなかったとしても、いったん納入した検定料は返還しません。

以上